

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月28日
【会社名】	K u d a n株式会社
【英訳名】	Kudan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役C E O 項 大雨
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号
【電話番号】	03 - 4405 - 1325(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 飯塚 健
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目10番15号
【電話番号】	03 - 4405 - 1325(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役C F O 飯塚 健
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【発行登録書の提出日】	2020年1月27日
【発行登録書の効力発生日】	2020年2月23日
【発行登録書の有効期限】	2022年2月22日
【発行登録番号】	2 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 2,600,000,000円
【発行可能額】	2,600,000,000円 (注) 過去3年間におけるユーロ・円の為替レートの最高値を踏まえ、18.6百万ユーロを1ユーロ=140円で換算した額である。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2021年4月28日(提出日)である。
【提出理由】	2020年1月27日付発行登録書につき、「第一部 証券情報」及び「第二部 参照情報」の記載事項の一部を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

当社は、Artisenseグループの持株会社であるArtisense Corporation(本社：米国カリフォルニア州、以下「アーティセンス社」といいます。)の株式の一部の取得及びその後の段階的な追加取得による同社の子会社化(以下「本件買収」といいます。)の方針につき決議し、アーティセンス社の株主(以下「本売主」といいます。)との間で同社の株式譲渡契約(以下「本契約」といいます。)を締結し、本件買収に際してのアーティセンス社株式の取得の対価として、本売主に対して、本契約の買収対価(以下「本件買収対価」といいます。)の一部として将来にわたり当社の普通株式を割り当てることを目的とした第三者割当による新株式発行に係る発行登録書(以下「本発行登録書」という。)を2020年1月27日に提出しました。

この度、当社は、2021年4月28日に開催された取締役会において、本件買収対価等について一部変更するため、本売主との間で本契約の変更契約を締結しましたので、本発行登録書の下記項目の記載を以下のとおり訂正いたします。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

募集又は売出しに関する特別記載事項

本件買収について

2 本件買収の方法及び対価

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(4) 株券等の保有方針

2 株券等の譲渡制限

第二部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

< 前略 >

(注) 1. < 中略 >

2. < 中略 > なお、当社と本売主との間で締結される本件買収に関する株式譲渡契約(以下「本契約」といいます。)において、本売主は、以下に記載する第3回クローリングの対象となるアーティセンス社の株式を第3回クローリング時点において保有していることを保証し、当社にこれを譲渡する義務を負う旨を合意する予定です。したがって、第3回クローリングまでに、本売主が変更されることは想定しておりません。本件買収において、当社は、()2020年1月29日において、現金を対価としてアーティセンス社の普通株式合計1,240,152株及び優先株式合計1,495,068株を取得し(第1回クローリング)、()2020年6月29日において、現金を対価としてアーティセンス社の普通株式合計2,686,996株及び優先株式合計3,239,312株を取得します(第2回クローリング)。

さらに、()第2回クローリング以降、アーティセンス社普通株式合計6,407,452株及び優先株式合計7,724,511株について、以下の が発生した場合、当社は、原則として、当該時点から5営業日後の日において、現金を対価として本売主からアーティセンス社の株式を追加取得し、以下の が発生していない場合であっても、以下の 又は のいずれかの時点において、当社は、本売主に対して当該株式を上記のとおり追加取得することを請求できる権利を有し、また、以下の 又は のいずれかの時点において、本売主は、当社に対して当該株式を上記のとおり追加取得することを請求できる権利を有するものとします(第3回クローリング)。ただし、第3回クローリングの対価の全部又は一部として、当社は、本第三者割当により、706,980株(2019年9月30日における当社の総議決権数70,698個に対する10%相当の株式数。)を超えない範囲において、現金に代えて当社普通株式を交付することができるものとし、かかる場合、当社は、原則として当該時点から15営業日後の日において、当社普通株式及び現金を本売主に対して交付し、本売主からアーティセンス社の株式を追加取得します。なお、以下の が発生せず、かつ、当社及び本売主のいずれも以下の ないし の時点において当該権利を行使しなかった場合、第3回クローリングにおける株式取得は実行されないものとします。

2020年1月29日から2023年2月28日までの間のいずれかの連続する6か月間におけるアーティセンス社の連結売上高の累計が同期間の連結売上原価及び連結営業費用の合計額以上となった時点

2020年1月29日以降、アーティセンス社の連結売上原価及び連結営業費用の総額が、同社の連結売上高の総額、過去の連結売上高のうち現金同等物として利用可能な残高並びに当該時点において残存する当社からアーティセンス社に対する出資金及び貸付金(本発行登録書提出日時点での出資金及び貸付金は2019年12月24日付で実行された貸付金25万ユーロ(30百万円())のみであり、当該貸付金を含む。)の利用可能残高の合計額を上回る初めての月の初日又は2023年1月29日のいずれか早い方から2023年2月28日までの間のいずれかの時点(ただし、上記 に該当する場合を除く。)

2020年1月29日以降、上記 の時点までの間で、当社が上記権利行使を希望した時点

当社がアーティセンス社の総議決権数の50%以上となる株式又は株式に転換することのできる権利を取得した時点以降、上記 の時点までの間で、本売主が上記権利行使を希望した時点

本件買収の詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本件買収の方法及び対価」をご参照ください。

()便宜上、1ユーロ=121.12円のユーロ・日本円の為替レートにより換算した金額(表示単位未満切り捨て)を記載しています(2020年1月24日時点の為替レート)。以下同様です。

3. 本第三者割当の実施につきましては、()上記(注)2.に記載の が発生すること、又は上記(注)2.に記載の ないし のいずれかの時点において、当社又は割当予定先のいずれかが上記(注)2.に記載の権利を行使すること及び()当社が本件買収の対価の全部又は一部として現金に代えて本新株式を割り当てることを決定することが条件となっております。そのため、本募集の一部又は全部が行われない可能性があります。また、本発行登録書提出日時点では、当該条件を充たす時期を確定することができないため、本第三者割当が実施される場合の具体的な実施時期は未定であり、また、下記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」及び「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載のとおり、本第三者割当における発行数、発行価格、発行価額の総額、申込期間、払込期日等も具体的に確定することができません。そのため、当社は、本契約において合意される事項について本発行登録書を提出し、本第三者割当の実施及び具体的な発行条件が確定した時点で当該事項を記載した発行登録追補書類を提出することを予定しております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

(注) 1. < 中略 >

2. < 中略 > なお、当社と本売主との間で2020年1月29日付で締結された本件買収に関する株式譲渡契約(以下「本契約」といいます。)及び2021年4月28日付で締結した本契約の変更契約書において、本売主は、以下に記載する第3回クロージングの対象となるアーティセンス社の株式を第3回クロージング時点において保有していることを保証し、当社にこれを譲渡する義務を負う旨を合意しております。したがって、第3回クロージングまでに、本売主が変更されることは想定しておりません。

本件買収において、当社は、()2020年1月29日において、現金を対価としてアーティセンス社の普通株式合計1,240,152株及び優先株式合計1,495,068株を取得し(第1回クロージング)、()2020年7月1日において、現金を対価としてアーティセンス社の普通株式合計2,686,996株及び優先株式合計3,239,312株を取得しました(第2回クロージング)。

さらに、()第2回クロージング以降、アーティセンス社普通株式合計6,407,452株及び優先株式合計7,724,511株について、以下の 又は_ のいずれかの時点において、当社は、本売主に対して当該株式を上記のとおり追加取得することを請求できる権利を有し、また、以下の_又は_ のいずれかの時点において、本売主は、当社に対して当該株式を上記のとおり追加取得することを請求できる権利を有しております(第3回クロージング。下記 ないし の時点以下「トリガー日」といいます。)。ただし、第3回クロージングの対価の全部又は一部として、当社は、本第三者割当により、706,980株(2019年9月30日における当社の総議決権数70,698個に対する10%相当の株式数。)を超えない範囲において、現金に代えて当社普通株式を交付することができるものとし、かかる場合、当社は、原則として第3回クロージングの対価が確定した日時点から15営業日後の日において、当社普通株式及び現金を本売主に対して交付し、本売主からアーティセンス社の株式を追加取得します。なお、当社及び本売主のいずれも以下の_ ないし _の時点において当該権利を行使しなかった場合、第3回クロージングにおける株式取得は実行されないものとします。

2022年12月1日から2022年12月31日までの間のいずれかの時点

— 2020年1月29日以降、上記 の時点までの間で、当社が上記権利行使を希望した時点

— 当社がアーティセンス社の総議決権数の50%以上となる株式又は株式に転換することのできる権利を取得した時点以降、上記 の時点までの間で、本売主が上記権利行使を希望した時点

本件買収の詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本件買収の方法及び対価」をご参照ください。

3. 本第三者割当の実施につきましては、()上記(注)2.に記載の ないし _のいずれかの時点において、当社又は割当予定先のいずれかが上記(注)2.に記載の権利を行使すること及び()当社が本件買収の対価の全部又は一部として現金に代えて本新株式を割り当てることを決定することが条件となっております。そのため、本募集の一部又は全部が行われない可能性があります。また、本書提出日時点では、当該条件を充たす時期を確定することができないため、本第三者割当が実施される場合の具体的な実施時期は未定であり、また、下記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」及び「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載のとおり、本第三者割当における発行数、発行価格、発行価額の総額、申込期間、払込期日等も具体的に確定することができません。そのため、当社は、本契約において合意される事項について本発行登録書を提出し、本第三者割当の実施及び具体的な発行条件が確定した時点で当該事項を記載した発行登録追補書類を提出することを予定しております。

< 後略 >

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

< 前略 >

(注) 1. < 中略 >

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。発行価額の総額は、アーティセンス社の株式価値の総額が、上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の が発生した場合又は 若しくは の時点において当社又は割当予定先が上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の権利を行使した場合は、30万ユーロ(3,633百万円)から、又は の時点における当社からアーティセンス社への出資金及び貸付金の総額に応じた一定の調整額を差し引いた金額を日本円に換算した額と評価し、上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の の時点において当社又は割当予定先のいずれかが上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の権利を行使した場合は、30万ユーロ(3,633百万円)に、アーティセンス社の直近6か月間の連結売上高を同期間の連結売上原価及び連結営業費用の合計額で除した数値を乗じた金額から の時点における当社からアーティセンス社への出資金及び貸付金の総額に応じた一定の調整額を差し引いた金額を日本円に換算した額(ただし、3百万ユーロ(363百万円)以上17百万ユーロ(2,059百万円)以下とします。)と評価して、アーティセンス社の普通株式合計6,407,452株及び優先株式合計7,724,511株に相当する金額を上限とします。なお、発行価格は、本第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日の直前1か月間の株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)における当社普通株式の終値の平均値(ただし、当該取締役会決議日の直前営業日の東証における当社普通株式の終値の90%を下回らないものとします。)とする予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 1. <中略>

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。発行価額の総額は、アーティセンス社の株式価値の総額が、上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の の時点において当社又は割当予定先が上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の権利を行使した場合は、10,354,839ユーロ+(第1回クローリングからトリガー日までの期間における、アーティセンスグループの連結売上高+同期間における当社又は当社子会社・関連会社がアーティセンスグループに紹介した顧客案件(以下「共同案件」といいます。))における当社又は当社子会社・関連会社の累計利益相当額)×100÷62により算出された金額を日本円に換算した額と評価し、上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の 又は の時点において当社又は割当予定先のいずれかが上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の権利を行使した場合は、23,260,000ユーロを日本円に換算した額と評価して、アーティセンス社の普通株式合計6,407,452株及び優先株式合計7,724,511株に相当する金額を上限とします。なお、発行価格は、本第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日の直前1か月間の株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)における当社普通株式の終値の平均値(ただし、当該取締役会決議日の直前営業日の東証における当社普通株式の終値の90%を下回らないものとします。)とする予定です。

<後略>

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

(注) 1. <中略>

5. 本第三者割当の実施につきましては、()上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の が発生すること、又は上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の ないし_のいずれかの時点において、当社又は割当予定先のいずれかが上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の権利を行使すること及び()当社が本件買収の対価の全部又は一部として現金に代えて本新株式を割り当てることを決定することが条件となっております。本発行登録書提出日時点では、当該条件を充たす時期を確定することができないため、払込期日は未定です。割当予定先は、本第三者割当のための全ての条件が充たされれば、本第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日から原則として15営業日後に、本第三者割当の払込みを実施する予定です。

(訂正後)

<前略>

(注) 1. <中略>

5. 本第三者割当の実施につきましては、()上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の ないし_のいずれかの時点において、当社又は割当予定先のいずれかが上記「1 新規発行株式」(注)2.に記載の権利を行使すること及び()当社が本件買収の対価の全部又は一部として現金に代えて本新株式を割り当てることを決定することが条件となっております。本書提出日時点では、当該条件を充たす時期を確定することができないため、払込期日は未定です。割当予定先は、本第三者割当のための全ての条件が充たされれば、本第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日から原則として15営業日後に、本第三者割当の払込みを実施する予定です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本件買収について

2 本件買収の方法及び対価 (訂正前)

< 前略 >

具体的には、第1回クローリングは、2020年1月29日を予定しており、アーティセンス社の普通株式合計1,240,152株及び優先株式合計1,495,068株(発行済株式総数の12.0%)を1.8百万ユーロ(218百万円)の現金を対価として取得することを予定しています(各株主の売却株式数は、アーティセンス社の各株主の既存持分比率で比例按分した株式数としてしています)。なお、上記金額は、アーティセンス社の株式価値の総額を15百万ユーロ(1,816百万円)と評価したうえで、第1回クローリングにおける取得株式数の割合に応じて算出しております。

第2回クローリングは、2020年6月29日を予定しており、アーティセンス社の普通株式合計2,686,996株及び優先株式合計3,239,312株(発行済株式総数の26.0%)を3.9百万ユーロ(472百万円)の現金を対価として取得することを予定しています(各株主の売却株式数は、アーティセンス社の各株主の既存持分比率で比例按分した株式数としてしています)。なお、上記金額は、アーティセンス社の株式価値の総額を15百万ユーロ(1,816百万円)と評価したうえで、第2回クローリングにおける取得株式数の割合に応じて算出しております。

第3回クローリングは、第2回クローリング以降、当社によるアーティセンス社の完全子会社化を目的に行われる予定です。具体的には、アーティセンス社普通株式合計6,407,452株及び優先株式合計7,724,511株(発行済株式総数の残62.0%)について、以下の が発生した場合、当社は、原則として、当該時点から5営業日後の日において、現金を対価として本売主からアーティセンス社の株式を追加取得し、以下の が発生していない場合であっても、()以下の 又は のいずれかの時点において、当社は本売主に対して当該株式を上記のとおり追加取得することを請求できる権利を有し、()以下の 又は のいずれかの時点において、本売主は当社に対して当該株式を上記のとおり追加取得することを請求できる権利を有するものとします。ただし、第3回クローリングの対価の全部又は一部として、当社は、本第三者割当により、706,980株(2019年9月30日における当社の総議決権数70,698個に対する10%相当の株式数。)を超えない範囲において、現金に代えて当社普通株式を交付することができるものとし、かかる場合、当社は、原則として当該時点から15営業日後の日において当社普通株式及び現金を本売主に対して交付し、本売主からアーティセンス社の株式を追加取得します。なお、以下の が発生せず、かつ、当社及び本売主のいずれも以下の ないし の時点において当該権利を行使しなかった場合、第3回クローリングにおける株式取得は実行されないものとします。

2020年1月29日から2023年2月28日までの間のいずれかの連続する6か月間におけるアーティセンス社の連結売上高の累計が同期間の連結売上原価及び連結営業費用の合計額以上となった時点

2020年1月29日以降、アーティセンス社の連結売上原価及び連結営業費用の総額が、同社の連結売上高の総額、過去の連結売上高のうち現金同等物として利用可能な残高並びに当該時点において残存する当社からアーティセンス社に対する出資金及び貸付金(本発行登録書提出時点における出資金及び貸付金残高は2019年12月24日付で実行された貸付金25万ユーロ(30百万円)のみであり、当該貸付金を含む。)の利用可能残高の合計額を上回る初めての月の初日又は2023年1月29日のいずれか早い方から2023年2月28日までの間のいずれかの時点(ただし、上記 に該当する場合を除く。)

2020年1月29日以降、上記 の時点までの間で、当社が上記権利行使を希望した時点

当社がアーティセンス社の総議決権数の50%以上となる株式又は株式に転換することのできる権利を取得した時点以降、上記 の時点までの間で、本売主が上記権利行使を希望した時点

< 中略 >

第3回クローリングにおける本件買収対価については、アーティセンス社の株式価値の総額が、上記 、 又は の場合は、30百万ユーロ(3,633百万円)から 、 又は の時点における当社からアーティセンス社への出資金及び貸付金の総額に応じた一定の調整額(注1)を差し引いた金額を日本円に換算した額と評価し、上記 の場合は、30百万ユーロ(3,633百万円)に、アーティセンス社の直近6ヶ月間の連結売上高を同期間の連結売上原価及び連結営業費用の合計額で除した数値を乗じた金額から の時点における当社からアーティセンス社への出資金及び貸付金の総額に応じた一定の調整額(注2)を差し引いた金額を日本円に換算した額(ただし、3百万ユーロ(363百万円)以上17百万ユーロ(2,059百万円)以下とします。)と評価し、アーティセンス社の普通株式合計6,407,452株及び優先株式合計7,724,511株(発行済株式総数の62.0%)に相当する金額を上限とします。

なお、アーティセンス社は、本契約締結時点において発行済みの同社普通株式及び優先株式とは別に、米国法上の従業員持株制度に基づき、アーティセンス社の従業員に対して、一定の条件が充たされた場合に同社普通株式を取得することができる権利を付与しております。当社は、本売主及びアーティセンス社との間で、第3回クローリングにおいて当社による追加取得が実施される場合には、当該従業員が当該権利行使により取得したアーティセンス社普通株式を、1株あたり上記に記載の発行価格から当該権利の行使価格等を差し引いた額の現金を対価として当社が取得することに合意する予定です。この場合、第3回クローリングにおいて本売主に交付される対価の上限は、上記の第3回クローリングにおける本件買収対価から当該従業員に対して交付した現金を差し引いた額となります。

なお、本件買収対価の算定方法につきましては、Ernst & Young GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaftが実施したデュー・ディリジェンスの結果及びアーティセンス社の業績予測に基づき実施したディスカウント・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による株式価値評価の結果を踏まえ、尚且つ、第3回クローリングまでの期間における業績目標の達成状況に応じてアーティセンス社の株式価値の上昇又は下降分を本件買収対価に反映する観点から、本売主と協議、交渉を行った上で最終的に決定したものです。

< 中略 >

(注1) 出資金及び貸付金の総額に応じた調整額は以下のとおりです。

出資金及び貸付金の総額	調整額の算定方法
2.5百万ユーロ(302百万円)以下	$\frac{\text{出資金及び貸付金の総額}}{\text{出資金及び貸付金の総額} + 15\text{百万ユーロ}(1,816\text{百万円})} \times 30\text{百万ユーロ}(3,633\text{百万円})$
2.5百万ユーロ(302百万円)超5.0百万ユーロ(605百万円)以下	$\frac{\text{出資金及び貸付金の総額} - 2.5\text{百万ユーロ}(302\text{百万円})}{\text{出資金及び貸付金の総額} + 7.5\text{百万ユーロ}(908\text{百万円})} + \frac{1}{7} \times \frac{30\text{百万ユーロ}(3,633\text{百万円})}{7}$
5.0百万ユーロ(605百万円)超	1,028万5,714ユーロ(1,245百万円)

(注2) 上記注1に記載の出資金及び貸付金の総額に応じて算定された各金額に、アーティセンス社の直近6ヶ月間の連結売上高を同期間の連結売上原価及び連結営業費用の合計額で除して得た数値を乗じて得られる額とします。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

具体的には、第1回クローリングは、2020年1月29日に行われ、アーティセンス社の普通株式合計1,240,152株及び優先株式合計1,495,068株(発行済株式総数の12.0%)を1.8百万ユーロ(218百万円)の現金を対価として取得しました(各株主の売却株式数は、アーティセンス社の各株主の既存持分比率で比例按分した株式数としています)。なお、上記金額は、アーティセンス社の株式価値の総額を15百万ユーロ(1,816百万円)と評価したうえで、第1回クローリングにおける取得株式数の割合に応じて算出しております。

第2回クローリングは、2020年7月1日に行われ、アーティセンス社の普通株式合計2,686,996株及び優先株式合計3,239,312株(発行済株式総数の26.0%)を3.9百万ユーロ(472百万円)の現金を対価として取得しました(各株主の売却株式数は、アーティセンス社の各株主の既存持分比率で比例按分した株式数としています)。なお、上記金額は、アーティセンス社の株式価値の総額を15百万ユーロ(1,816百万円)と評価したうえで、第2回クローリングにおける取得株式数の割合に応じて算出しております。

第3回クローリングは、第2回クローリング以降、当社によるアーティセンス社の完全子会社化を目的に行われる予定です。具体的には、アーティセンス社普通株式合計6,407,452株及び優先株式合計7,724,511株(発行済株式総数の残61.6%)について、()以下の 又は_のいずれかの時点において、当社は本売主に対して当該株式を上記のとおり追加取得することを請求できる権利を有し、()以下の_又は_のいずれかの時点において、本売主は当社に対して当該株式を上記のとおり追加取得することを請求できる権利を有するものとします。ただし、第3回クローリングの対価の全部又は一部として、当社は、本第三者割当により、706,980株(2019年9月30日における当社の総議決権数70,698個に対する10%相当の株式数。)を超えない範囲において、現金に代えて当社普通株式を交付することができるものとし、かかる場合、当社は、原則として当該時点から15営業日後の日において当社普通株式及び現金を本売主に対して交付し、本売主からアーティセンス社の株式を追加取得します。なお、当社及び本売主のいずれも以下の_ないし_の時点において当該権利を行使しなかった場合、第3回クローリングにおける株式取得は実行されないものとします。

2022年12月1日から2022年12月31日までの間のいずれかの時点

— 2020年1月29日以降、上記 の時点までの間で、当社が上記権利行使を希望した時点

— 当社がアーティセンス社の総議決権数の50%以上となる株式又は株式に転換することのできる権利を取得した時点以降、上記 の時点までの間で、本売主が上記権利行使を希望した時点

< 中略 >

第3回クローリングにおける本件買収対価については、アーティセンス社の株式価値の総額が、上記 の場合は、10,354,839ユーロ + (第1回クローリングからトリガー日までの期間における、アーティセンスグループの連結売上高 + 同期間における共同案件における当社又は当社子会社・関連会社の累計利益相当額) × 100 ÷ 62により算出された金額を日本円に換算した額と評価し、上記 又は の場合は、23,260,000ユーロを日本円に換算した額と評価し、アーティセンス社の普通株式合計6,407,452株及び優先株式合計7,724,511株(発行済株式総数の61.6%)に相当する金額を上限とします。

なお、アーティセンス社は、本契約締結時点において発行済みの同社普通株式及び優先株式とは別に、米国法上の従業員持株制度に基づき、アーティセンス社の従業員に対して、一定の条件が充たされた場合に同社普通株式を取得することができる権利を付与しております。当社は、本売主及びアーティセンス社との間で、第3回クローリングにおいて当社による追加取得が実施される場合には、当該従業員が当該権利行使により取得したアーティセンス社普通株式を、1株あたり上記に記載の発行価格から当該権利の行使価格等を差し引いた額の現金を対価として当社が取得することに合意する予定です。かかるアーティセンス社普通株式数は、本書提出日時点で152,173株ですが、今後当該従業員がさらに当該権利を行使した場合には、当該従業員が取得するアーティセンス社普通株式についても、第3回クローリングにおいて当社が取得する予定です。この場合、第3回クローリングにおいて本売主に交付される対価の上限は、上記の第3回クローリングにおける本件買収対価から当該従業員に対して交付した現金を差し引いた額となります。

なお、本件買収対価の算定方法につきましては、当初、Ernst & Young GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaftが実施したデュー・ディリジェンスの結果及びアーティセンス社の業績予測に基づき実施したディスカウント・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による株式価値評価の結果を踏まえ、尚且つ、第3回クローリングまでの期間における利益目標の達成状況に応じてアーティセンス社の株式価値の上昇又は下降分を本件買収対価に反映する観点から、本売主と協議、交渉を行った上で決定しました。しかし、当社及び本売主は、本契約の締結後、当社代表取締役CEO項によるアーティセンス社CEO兼任をはじめとするガバナンス統合を進め、グループ一体でのコスト管理が強化された結果、利益水準より売上水準の達成状況を本件買収対価に反映することが、将来の収益拡大を実現するにあたりより妥当になったと判断し、2021年4月28日に、本契約の変更契約書を締結し、第3回クローリングの実行時期及び本件買収対価を上記のとおり変更いたしました。本契約の変更によって、グループ一体での適切な事業投資の下に、アーティセンス社との事業開発・研究開発における一層の連携強化が可能になると見込んでいます。

< 中略 >

(注) 1. 及び 2. の全文削除

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(4) 株券等の保有方針

(訂正前)

割当予定先のうち、Andrej Kulikov Holding UG (haftungsbeschränkt)及びFabliTec UG (haftungsbeschränkt)は、本契約上、原則として、本件買収の対価として交付される可能性のある当社普通株式のうち、60%に相当する数については取得した日から1年間、30%に相当する数については2年間、それぞれ売却しないこと(ただし、第3回クローリングの前に当社の同意なく、アーティセンス社の子会社によりAndrej Kulikov氏又はProf Dr. Cremers氏との間のManaging Director Services Agreement又はEmployment Agreementが解除された場合は、取得した日から1年間において売却を制限される当社普通株式は60%に相当する数とされ、また、取得した日から1年間を経過した後は当社普通株式の売却は制限されないものとします。)を誓約する予定です(ロックアップ条項)。また、本売主全員は中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(訂正後)

割当予定先のうち、Andrej Kulikov Holding UG (haftungsbeschränkt)及びFabliTec UG (haftungsbeschränkt)は、本契約上、原則として、当社の事前の同意なく、本件買収の対価として交付される可能性のある当社普通株式のうち、60%に相当する数については第3回クローリングの実行日から1年間、30%に相当する数については2年間、それぞれ売却しないこと(ただし、第3回クローリングの前に当社の同意なく、アーティセンス社の子会社によりAndrej Kulikov氏又はProf Dr. Cremers氏との間のManaging Director Services Agreement又はEmployment Agreementが解除された場合は、第3回クローリングの実行日から1年間において売却を制限される当社普通株式は60%に相当する数とされ、また、第3回クローリングの実行日から1年間を経過した後は当社普通株式の売却は制限されないものとします。)を誓約しております(ロックアップ条項)。ただし、当社は、割当予定先のうち、Andrej Kulikov Holding UG (haftungsbeschränkt)に対しては、第3回クローリングの実行日から1年間を経過した後は当社普通株式の売却は制限されないことを予め同意しております。また、本売主全員は中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得しております。

2 【株券等の譲渡制限】

(訂正前)

該当事項はありません。

なお、割当予定先のうちAndrej Kulikov Holding UG (haftungsbeschränkt)及びFabliTec UG (haftungsbeschränkt)は、本契約上、原則として、本件買収の対価として交付される可能性のある当社普通株式のうち、60%に相当する数については取得した日から1年間、30%に相当する数については2年間、それぞれ売却しないこと(ただし、第3回クローリングの前に当社の同意なく、アーティセンス社の子会社によりAndrej Kulikov氏又はProf Dr. Daniel Cremers氏との間のManaging Director Services Agreement又はEmployment Agreementが解除された場合は、取得した日から1年間売却を制限される当社普通株式は60%に相当する数とされ、また、取得した日から1年間を経過した後は当社普通株式の売却は制限されないものとします。)を誓約する予定です。

(訂正後)

該当事項はありません。

なお、割当予定先のうち Andrej Kulikov Holding UG (haftungsbeschränkt) 及び FabliTec UG (haftungsbeschränkt)は、本契約上、原則として、本件買収の対価として交付される可能性のある当社普通株式のうち、60%に相当する数については第3回クローリングの実行日から1年間、30%に相当する数については2年間、それぞれ売却しないこと(ただし、第3回クローリングの前に当社の同意なく、アーティセンス社の子会社によりAndrej Kulikov氏又はProf. Dr. Daniel Cremers氏との間のManaging Director Services Agreement又はEmployment Agreementが解除された場合は、第3回クローリングの実行日から1年間売却を制限される当社普通株式は60%に相当する数とされ、また、第3回クローリングの実行日から1年間を経過した後は当社普通株式の売却は制限されないものとします。)を誓約しております。

第二部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後本発行登録書提出日(2020年1月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、本発行登録書提出日(2020年1月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後本発行登録書の訂正発行登録書提出日(2021年4月28日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、本発行登録書の訂正発行登録書提出日(2021年4月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。